消費者委員会の活動と成果

平成 22 年 9 月 10 日 消 費 者 委 員 会 委員 中 村 雅 人

はじめに

消費者委員会の、2009年9月から2010年3月までの7か月の予算は、消費者庁及び消費者委員会設置法が成立する2009年5月より前の同年3月に成立した。この時点では、消費者庁の下の審議会(消費者政策委員会)として位置づけられていた。ところが、同年4月の法案修正により、消費者庁から独立した行政機関として内閣府本府に設置され、単なる審議機関から、自ら調査審議し、建議ができる監視機関としても位置づけられ、そのための権限が付与された。これに伴いさらに、附則、附帯決議で多数の任務が付与された。しかし、これら修正追加任務の遂行に必要な予算措置は特に講じられなかった。

この1年、「消費者委員会の動きが見えない」と言われ続けた。それは、まさに法律、附則、附帯決議によって明記された消費者委員会への大きな期待と、 現実の活動の落差に根差すものである。

このようなスタートを切ると、人員・予算を増加させることは容易ではなく、2010年度予算においても、立法上の期待に応えうる域には届いていない。 ちなみに、予算・人員要求にあたって、消費者団体、弁護士会等から、消費者委員会の体制強化が要請されているが、当然の動きである。

このような状況の中で、どのような活動をしてきて、それがどのような成果として残されたのかをみることが必要である。

1 消費者委員会の審議事項とその成果

消費者委員会の活動は、委員会のHPを克明に見る以外、殆ど国民に情報が届くことはない。したがって、消費者委員会の動きが見えない、と各方面から指摘されてきた。

ましてや、活動の成果として何があるのかは、ほとんど国民に伝わっていない。

そこで、創設からこの1年の活動を整理し、その成果()をまとめて みることとした。

- 1 消費者基本計画(4、10、13、15、16、18、19、20)
- 09年秋という早い段階から、計画案に対し、たび重なる修正意見を述べ、修正させてきた。国民の声を反映させる従来のパブコメ&公聴会方式を大幅に越えた意見を的確に反映させることができた。
- 2 消費者基本計画の検証・評価・監視について(23、25、26、27、28) 5年間にわたる基本計画の実施状況につき早速中間点検を開始した。 今までになかった作業である。
- 3 消費者庁の工程表(4、7)

消費者庁の作業を予め監視し、意見を反映することができた。

4 消費者安全の確保に関する基本的な方針(4、11、13、16、18、19、 20)

国の基本方針に意見を反映することができた。

- 5 地方消費者行政の充実強化(2、6、7、8、9、10、12、23、31) いち早く地方消費者行政の実態調査を実施し、報告書をまとめ公表 した。専門調査会を設置し、法施行後4年目以降のあり方という広大 な課題に挑戦し、少しずつ整理を積み上げている。
- 6 事故情報の収集・分析・公表(2、3、9、20、21) 理想形に遠い消費者庁等の現状の問題を指摘している。しかし成果 は未だ出ていない。
- 7 事故原因究明機関(5) 下ならしの議論をしたが、消費者庁で検討会がスタートした。
- 8 自動車リコール問題(15、33) 初の法律上の資料要求権限を行使し、報告書をまとめ、消費者目線 から現在の自動車リコール制度を見直す建議(第1号)を発表した。
- 9 こんにゃく入りゼリー事故について(26、28、29、30、31) 議論を重ね、消費者庁の動きを起こし、提言をまとめた。
- 10 法執行部門における情報共有(8)
- 11 改正特定商取引法の施行にともなう問題(10)
- 12 金融における消費者被害 (14、19、20、22) 今まさに相談現場で問題になっている未公開株被害につき、金融庁、 消費者庁に対策を講じるよう提言した。
- 13 貸金業制度・多重債務者対策について(21)
- 14 有料老人ホーム(22)
 これも消費者委員会の監視の対象になることをアピールした。
- 15 架空請求メール(22)
- 16 集団的消費者被害回復制度(4、21、32) 消費者庁の検討会を見守りつつ、審議を引き継いだ。
- 17 裁判外紛争解決(ADR)機関(17)
- 18 健康食品の表示のあり方(4、24、33) 消費者庁の検討会を見守りつつ、審議を引き継いだ。
- 19 エコナ問題 (2、3) 審議状況が、花王の特保返上に結びつく。
- 20 特定保健用食品の表示許可(13、23)
- 21 家庭用品品質表示法に基づく表示の標準の改正 (テレビ)(12) 消費者委員会でやる意味が理解しにくかった。
- 22 個人情報保護(7、31、32)

専門調査会が設置された(しかし設置決定から第1回の会合まで半年を要した)。

23 公益通報者保護(10、25) 専門調査会が設置された。

- 24 消費者教育(23)
- 25 国民生活センターのあり方について(24)
- 26 消費者安全法に基づく国会報告について(28)
- 27 決済代行業について(29) 渦中の問題にスポットをあてている。
 - * のないものは、概ねヒアリング、意見交換にとどまる。

2 委員間打合せにおける審議

消費者委員会では、上記公開の委員会のほかに、別紙のとおり、48回に及ぶ非公開の委員間打合せを行っている。基本的には、委員会本番の準備として、提出資料の検討や、事前学習をしているが、消費者基本計画については、ここでも7回にわたって検討している。

委員の出席は義務づけられているわけではないが、かなり重要な議論がなされており、多くの委員は、ほとんど出席している。

ここでの審議が公開されていないことから、委員会の透明性を問題視する 意見もある。

3 諮問に対する答申

家庭用品品質表示法に基づく表示の標準の改正(平成 22 年 1 月 25 日) 実質的に意味のある関与ができたか疑問なしとしない。

特定保健用食品の表示許可(平成22年1月28日)

消費者基本計画(平成22年3月25日)

消費者安全の確保に関する基本的な方針(平成22年3月25日)

特定保健用食品の表示許可(平成22年4月19日)

特定保健用食品の表示許可(平成22年7月20日)

4 建議

「自動車リコール制度に関する建議」(平成22年8月27日)

現制度に問題はない、と言っていた国交省に対し、消費者目線で問題 指摘をした。消費者庁の情報収集・公表の問題点、両省庁間の情報共有の 問題点も指摘した。

関係省庁に対し、建議事項に対する実施状況を2010年12月までに報告するよう明記してある。

5 意見書等

- 「地方消費者行政の充実強化に向けて」(平成21年12月14日)
- 「消費者基本計画策定に向けての意見」(平成22年3月3日)
- 「消費者基本計画の検証・評価・監視についての視点」(平成 22 年 3 月 25 日)
- 「未公開株等投資詐欺被害対策について」(平成22年4月9日)
- 「消費者安全法に基づく国会報告について今後重視されるべき基本的視

点」(平成22年6月25日)

「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故への対応及び食品の形状・物性面での安全性についての法整備に関する提言」(平成22年7月23日)

6 調査報告書

「地方消費者行政の実態調査報告書」(平成22年1月13日)

「自動車リコール制度に関する実態調査報告」(平成22年8月27日)

7 下部組織

新開発食品調査部会(審議開始)

食品表示部会(審議開始)

消費者安全専門調査会(審議開始)

合同公表評価委員会(審議開始)

地方消費者行政専門調査会(審議開始)

公益通報者保護専門調査会(審議開始)

個人情報保護専門調査会(審議開始)

集団的消費者被害救済制度専門調査会(平成22年8月6日設置決定)

8 広報

ホームページを開設したが、実にシンプルで、国民から意見を聞くべきコーナーがない。

委員会を紹介したパンフレットもない。

委員長会見は8回。